



VOL.91

# トクちゃん新聞

12月号

ぼちぼち来年の準備。早いですね。



平成26年12月5日  
**徳野会計事務所**  
 〒530-0041  
 大阪市北区天神橋2-3-8  
 MF南森町ビル3階  
 TEL: 06-6809-2205  
 FAX: 06-6809-2206  
 URL: <http://www.ft-tax.com/>  
 mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆今年のご目標

今年も残すところ1ヶ月を切りました。年始に決めた今年のご目標、私の場合、**自己採点で50点くらい**です。目標の一つとして、年間100回ランニングを掲げたものの、**お盆をすぎた時点で10回しか**走っていないというお恥ずかしい状況。そこから一念発起、週2~3回走るようになり、**飲まずに帰った日のルーティーン**にしつつあります。冷え込みが厳しくなるこれからの時期は気持ちもなえそうですが、なんとか、**新年に向けていい流れ**を作ろうと思っています。みなさんはいかがですか？まだなんとななるものもあるのでは？

担当: 徳野



## ◆さすが銀座

弊社がある南森町にある、コインパーキングは20分200円1日最大1,800円とかです。東京へ行った際、銀座を歩いていて通りすがりに見かけた看板に驚いて写真をとってしまいました。さすが東京、さすがに銀座！さらに驚くのは、**この料金でもちゃんと車が停まっている！**ということ、**適正価格？**1時間で3,600円。3時間で10,800円。5時間で..もういいか。



## ◆どうなる！？消費税10%の増税先送りと財務省の思惑

先日、衆議院解散を表明した安倍首相は、来年2015年10月に予定していた消費税10%への増税を、**2017年4月までに先送り**することを発表しました。

その一方で、経済情勢次第で増税を停止できると定めた消費税増税法の「景気弾力条項」を削除し、**2017年4月の増税を断言**しています。

今回の増税は、財務省が後押ししているというニュースもありますが、**そもそも財務省はなぜ、法人税や所得税ではなく、消費税をあげたいのでしょうか？**

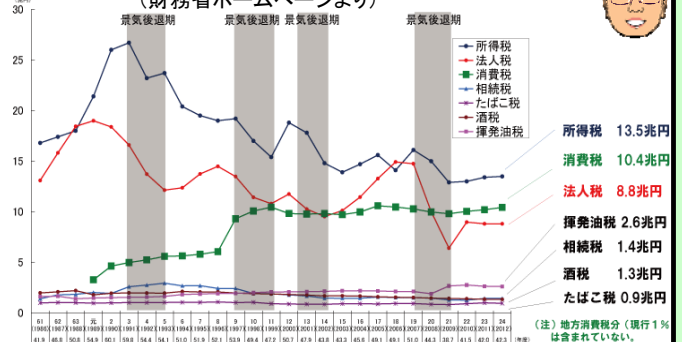
財務省は、その理由について、ホームページで回答しています。

ひとつは、少子高齢化により、社会保険料など、ただでさえ現役世代の負担が高まりつつある中で法人税や所得税をあげるとさらに負担感が増してしまうことをあげています。また、法人税等は、経済動向に大きく左右されるのに対して、消費税は、景気に関係なく、国民全体から安定して税収を確保できる為であるとしています。

増税よりも、支出の無駄を省くのが先だと思うのですが、今回の選挙の行方を見守っていく必要があります。

(財務省ホームページより)

担当: 小林



## ◆年末に向けて

担当: 北岡

ご自宅や会社のデスク・倉庫、整理整頓できていますか？その度に片付ければなんてことない整理術。年末に向けて今から少しずつ整理を始めてみませんか？私自身苦手ですので、少し整理整頓の基本中の基本について調べてみました。

◎書類や資料を**3つ**に分ける。

- ・手掛けている最中の書類と資料 = 「**進行中**」
- ・すでに終了した案件の書類と資料 = 「**終了**」
- ・やがて使う見通しのある書類や資料 = 「**念のため**」

◎書類は立てて収納する

- ・書類を、**スペースを取らずに取り出しやすく保管**するには、「**立てる収納**」がお約束。
- ・A4サイズのクリアファイルや封筒に**インデックスを付けて**、見出しを見れば**一目で書類の中身が分かるように**。

◎必要ない書類は廃棄

- ・**重要な書類と必要な資料以外は処分**。すでに終了した業務の書類は原本だけを保管。
- ・いつか役に立ちそうと思いつつ、なかなか捨てられないものだが**一定の期間、必要としなかったものは廃棄**。

但し、帳簿や領収書などの書類は、その事業年度の確定申告書の**提出期限から最長9年間保存**しなければなりませんので廃棄の際はご注意ください。片付けは個人にとってやりやすい方法がありますので**試行錯誤**してみてください。



## ◆ 税務スケジュール(12月)

### 12月10日(水)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)

### 12月25日(木)

- ・固定資産税 第3期分納付(大阪市の場合)
- ※自治体により納期限が異なります。  
念のために管轄の自治体へご確認ください。

### 1月5日(月)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告
- ・1月 4月 7月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・11月分社会保険料

担当: 廣島



確定申告の資料のご準備をよろしくお願います。  
ご不明点・ご不安な点がありましたら、  
各担当へご連絡ください!



## ◆ 画面のコピーをする方法

担当: 岡村



パソコンの画面をコピーして印刷する方法をご存知ですか?

従来よりキーボードの「Print Screen」キーを押下することでクリップボードにデータが保存され、目的の場所へ貼付することができますが、それだと画面全ての貼付になり、必要な部分を切り取る手間が出てきます。そこで、必要部分だけをコピーできるツールが「Snipping Tool」です。

「すべてのプログラム」→「アクセサリ」→「Snipping Tool」※

保存できる形式は、PNG、GIF、JPG、MHTの4種類の画像ファイルになります。

この機能をよく利用される場合は、※のところでも右クリックして「タスクバーに表示する」を選択しておく  
常にタスクバーにアイコンが表示されますので、利用しやすくなります。

Windows7以降は標準でついていきますので、ぜひご利用ください。



## ◆ ふるさと納税

### 平成26年分の控除、まだ間に合いますヨ!

担当: 池田



ふるさと納税とは、以前(本年2-3月合併号)ご紹介しましたが、都道府県・市区町村に対して寄附をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除され、寄付した先によっていろいろな特産品を、お礼、記念品として贈っていただけるというものです。

今年はテレビでもお得な特産品のランキング発表等の番組もあり、豪華な特産品をもらっている方が増えています。

平成26年分の寄付金控除をうけるには、原則として本年12月31日までに寄付金の支払を済ませれば適用となりますが、ギリギリになる場合は寄付先に念のためご確認ください。

### 寄付するにあたっての注意点

#### ■お得になる金額には上限があります。

これは収入によって違うのですが、例えば30,000円分の控除が可能な方であれば、28,000円分の税金が戻ってきます。つまり、実際の負担額は2,000円でOKということです。逆に考えると最低でも2,000円は負担しなければならないのですが、なるべく負担額が2,000円で済むように行くと効率的です。効率の良い寄付の上限額等については弊社又は担当者にお尋ねください。

■寄付先から送られてくる“領収書”や“寄付金受領証明書”などの証明書を添付して確定申告しないと、税金が戻ってきません。



## ◆ トクちゃん新聞の..裏話?

担当: 廣島



毎月、発行させていただいている「トクちゃん新聞」は、ご覧のとおり、スタッフ総出で記事を作成しております。

実は事前の打ち合わせはなく、各々が業務の間に気づいたことや、季節に合わせた話題から記事の内容を決定しているので、**稀に内容が重なってしまったり!**もします。

記事を書く上での目標の一つに「わかりやすくお伝えすること」があり、時に所長の徳野から「わかりにくい」「難しすぎる」と**ダメ出しを受けること**もあつたり...

ちなみに、私の担当している「今月のクイズ」は、なるべく身近で「へえ〜、そうやったんや〜」と思っていただけそうなお題を選ぶようにしています。

税のお話を身近に、徳野会計をもっと身近に感じつつ、情報収集や息抜きに**トクちゃん新聞**をお役立て頂ければ幸いです♪



## ◆ 今月のクイズ

担当: 廣島



問 扶養している親族がいる場合、年末調整や確定申告で計算する所得の金額から一定額が控除されます。この控除の金額は、実は、扶養親族の年齢によって違います。次の3人の親族を控除される金額が大きい順番に並べてください。

- ① 90歳の祖父 ②20歳の長女 ③12歳の次女

-こたえ-

控除金額が大きい順に、② > ① > ③

扶養控除の金額はそれぞれ① 48万円(70歳以上)② 63万円(19歳から22歳)③ 0円(0歳から15歳)です。12月31日時点の年齢で判定します。

ただし、生計が一緒であること、年間の所得が38万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)であることなどの要件を満たしていないと控除が受けられませんので、ご注意ください。

